

転換期に立つ中国の来料加工貿易制度

—深圳テクノセンターを事例に—

郭 永 興*

はじめに

「来料加工」と「進料加工」に構成される加工貿易制度は、中国の急速な経済成長に大いに貢献してきた。このような見解は、中国経済の標準的な教科書に掲載されるほど、広く認められる¹⁾。中国政府は70年代末に、改革開放政策に転換した同時に、来料加工を含む加工貿易を奨励してきた。その結果、80年代以後、中国の国際貿易に占める加工貿易の割合は徐々に上昇し、90年代以後約4割～5割を占めている。特に、中国の輸出に対する加工貿易の比率は1995年以後常に5割を超えている。加工貿易は中国の農村余剰労働力の吸収と貿易黒字の維持に最も重要な源になっている。（黒田 [2001]；関 [2002]，[2005]；加藤 [2003a]，[2003b]；大橋 [2003]；Gaulier, Lemoine and Unal-Kesenci [2007]）

ところが、中国の貿易収支は、貿易黒字が定着した94年以降、04年までは年300億ドル前後で推移していたが、2005年には前年から一気に3倍以上に増加して1000億ドルを突破し、2006年にも74%増という高成長率を維持し、1775億ドルと過去最高を更新した。（経済産業省 [2007]）中国政府にとっては、

* この研究においては、筆者は台湾の国家科学委員会からの経費援助を受けた。（プロジェクト番号 NSC 96-2415-H-343-006-SS2）ここに記して感謝の意を表す。

1) 例えば、欧米の大学で中国経済の教科書としてよく使われている *The Chinese Economy: Transitions And Growth* (Naughton 2006) には、国際貿易と外国投資の二章で、加工貿易は中国の国際貿易の原動力として、大きく取り上げている。

貿易黒字が急増するとともに、米国や EU 等との貿易摩擦と人民元の切り上げがより厳しい問題になっている。(水野 [2007], 井上 [2007a], [2007b]) 貿易黒字を解消するため、中国政府は加工貿易制度の引締めに着手している。

後述するように、来料加工は進料加工より、中国中央政府にもたらす財政収入等の経済利益が少ないので、中国政府が打ち出した加工貿易制度の引締め策においては、来料加工に対する制限が最も厳しく設けられている。それによって、日系企業を含めて、来料加工を利用してきた外資企業、特に中小企業は経営環境の悪化に直面している。

本稿では、中国進出に対する中小企業支援で有名な深圳テクノセンターを事例に、来料加工制度の最新変化が日系企業に与えている影響と、日系企業の対応策を考察し、今後の中国経済発展における来料加工の役割と来料加工を利用する日系企業の行方を検討する²⁾。本論文の構成は以下のとおりである。第Ⅰ節では、来料加工制度の内容とこれまでの変革を考察する。その後、近年の中国政府による来料加工に対する引締め策の背景と政策内容及び影響を分析する。第Ⅱ節では、まず、深圳テクノセンターの成立と発展を簡単に説明する。その後、深圳テクノセンターに対する、引締め策の影響を考察する。結論ではこれまでの議論を総括する。

I 来料加工制度の変革

1 来料加工の誕生と発展

中国政府の加工貿易は、79年の3月と9月に、国務院が「[進養出試行弁法]³⁾と「[対外組み立て加工の展開と中小型補償貿易弁法]」(国発 [1979] 220号)を発表したことに始まる。この二つの法令は、来料加工と補償貿易という

2) この論文の資料の多数は、京都大学経済学研究科の山本裕美教授が主催する2008年春の華南地域における現地調査によって収集されたものである。

3) この法令は2001年に国務院に廃止されたが、中央機構編成委員会弁公室のウェブサイトで閲覧できる。(http://www.chinaorg.cn/zcfg/zcfg/2007-12/10/content_5142482.htm)

形式の加工貿易⁴⁾を認めた。当時の来料加工とは、外国企業が原料や資材を中国に搬入し、中国の国営企業もしくは集団企業（郷鎮企業）へ組立・加工を委託し、全ての完成品は外国企業が引き受けて海外へ輸出し、中国企業は外国企業から加工費を受け取るというものであった。補償貿易とは、外国企業が設備機械、技術などを中国の国営企業と集団企業に輸出し、中国企業が該当技術、設備で生産された製品により輸入代金を返済することである。

また加工貿易の基本構造が79年に発表されたこの二つの法令によって決められた。その基本構造とは、中国政府が外貨獲得を目的に、加工貿易を認可することと、加工貿易を振興するために、中国政府が加工貿易企業に優遇政策を与えることである。優遇政策の中で、最も重要な措置は加工貿易用の輸入中間財及び生産設備の関税が免除されることである。この仕組みを通じて、中国には高関税が存在しながら、加工貿易企業が生産活動と国際貿易を行う際、関税障壁の問題を回避できるのである。

80年代には、加工貿易における外資の役割が大きく変わった。来料加工の進展と進料加工の確立によって、外資は委託加工の依頼者から生産工場の実質的な管理者に変化したのである。前述したように、70年代末、中国政府は来料加工という形の加工貿易を認めた。最初の法令による来料加工とは、外資が生産過程を中国の既存の国営企業か集団企業に委託するのであり、中国側は生産工場を所有し、生産管理を行うものであった。ところが、80年代後半から、香港企業と広東省の郷鎮や村政府の調整によって、新たな形の来料加工が編み出された。（関 [2002]）この広東式委託加工では、中国側の郷鎮や村政府の役割は、工場を建設し、賃貸方式で外資に提供し、また名目上の工場長一名を工場に派遣するのみである。このような工場は、名目的に地元政府の集団企業に属するが、生産活動に関わる業務は外資企業の駐在員に管理されるのである。このよ

4) 80年代には、来料加工の以外に、来件加工と来様加工という形式の委託加工貿易も形成された。来料加工は外国企業が中国企業に材料を提供するが、来件加工と来様加工は部品とサンプルを提供する。中国では、来料加工、来件加工、来様加工と補償貿易を合わせて「三来一補」と呼ばれる。

表1 中国加工貿易の輸出方式別金額1994-2004年

	金額 (億米ドル)			比率 (%)	
	来料加工	進料加工	輸出総金額	来料加工	進料加工
1994	181.5	388.3	569.8	31.86	68.14
1995	206.6	530.6	737.2	28.03	71.97
1996	342.4	600.9	843.3	28.74	71.26
1997	294.6	701.9	996.6	29.57	70.43
1998	307.4	737.2	1,044.5	29.43	70.57
1999	357.7	751.2	1,108.8	32.26	67.74
2000	411.2	965.3	1,376.5	29.87	70.13
2001	422.3	1052.1	1474.3	28.64	71.36
2002	474.7	1,324.5	1,799.3	26.38	73.62
2003	543.3	1,875.2	2,418.5	22.46	77.54
2004	685.7	2,594.2	3,279.9	20.91	79.09

出所：劉徳学 [2006], p. 63, 表3-3。

うな加工貿易企業は、中国での企業登記をせず、外資企業の法人格を持たないので、統計上、中国での外資直接投資と見なされないが、実際には直接投資のような工場運営を行っている。

来料加工は80年代から、加工貿易の主な形式の一つになってきたが、来料加工における外資は中国での正式な法人格がなく、税務を含む外資企業の各優遇策を受けられない。なお、来料加工の場合、製品の100%海外輸出が義務付けられていたので、国内市場を意識する外資企業は、直接国内販売ができる進料加工方式に傾いた⁵⁾。進料加工とは、外国の依頼側が原材料などを有償で外国企業の現地法人を含む中国企業に提供し、保税⁶⁾にて中国国内で加工され、その後製品が有償で外国の依頼側へ再輸出されるという加工貿易である⁷⁾。進料加工は来料加工とよく似ているが、進料加工の輸出入ではそれぞれ決済が行わ

5) 外資企業にとって、進料加工と来料加工のそれぞれのメリットとデメリットは、滋賀銀行香港支店 [2005] と長谷川 [2006] の分析が詳しい。

6) 進料加工の場合、許可を受ける生産企業は受託製品の一部を、国内販売することもできる。その際、輸入した原材料は、輸出と国内販売の割合に応じて保税・非保税の管理が義務付けられる。

7) 来料加工企業の収入は外国の依頼側から振り込まれる加工費に対し、進料加工企業の収入は、外国の依頼側との輸出入取引の差額である。

れるので、外資は貿易権を有する現地法人を設立しなければならない。中国における外資の独資企業や中外合併企業の増加と共に、85年以降、進料加工方式の加工貿易は急速に成長し、89年の輸出入総額では来料加工を抜いて、最大規模の加工貿易方式になっている。(黄・陳 [2004]) また、来料加工が盛んな広東省では、進料加工の輸出入総額が来料加工を抜いたのは1994年であった。(山本 [2003])

表1は94年から04年まで中国加工貿易の輸出方式の統計を示した。前述したように、80年代末に輸出入総額では、来料加工が進料加工に抜かれたものの、その後、来料加工の輸出額自体は、安定基調で成長してきた。94年から04年までの11年間、来料加工の輸出額が3倍以上に膨らんだ。ただし、国内市場を意識する外資企業の投資が急速に増加し、同じ時期に進料加工の輸出額が6倍以上に膨張した。それによって、加工貿易の輸出における来料加工の割合が低下しつつある。90年代には、その比率は3割前後で推移していたが、2000年以降急速低下し、04年には2割まで落ちた。全輸出額に占める割合という点から見れば、中国の国際貿易における来料加工の役割が低下しているが、外資企業の対中投資の選択肢の一つという点から見れば、来料加工は依然として重要な役割を果たしている。その理由は、外資企業にとって来料加工には大きなメリットがあるからだ。その大きなメリットとは、郷鎮や村政府が工場用地と工場建設を負担し、賃貸工場という方式によって、企業運営の初期費用が低いことその他に、企業が郷鎮や村政府に加工費や工場の賃貸料金さえ払えば、地元政府の保護下に置かれ、中国での経営リスクが減少できるのである。

2 来料加工の引締め策

01年以降、中国経済が力強く成長すると同時に、外貨準備高も急増した。(人民網日本語版2006年10月23日) これによって、加工貿易における外資企業が外貨をもたらすというメリットの重要性が薄くなった。また、中国政府にとっては、貿易黒字が急増するとともに、米国やEU等との貿易摩擦と人民

元の切り上げがより厳しい問題になっている。貿易黒字を解消するため、中国政府が最初に着手したのは増値税還付率の引下げである。(張聡徳 [2003])

ところが、中国政府は03年10月に「輸出貨物還付税率調整に関する通知」(財税 [2003] 222号)を公布した。それによって、輸出品に適用される還付率が2004年1月1日より、当時の平均15%から平均3%へ引下げられた。その後、数回にわたって、増値税還付率が段階的に引下げられてきた。また中国政府は、07年7月23日に「加工貿易制限分類の規制強化にかかわる公告」(商務部・税関総署公告 [2007] 第44号)が公布され、8月23日より施行された。44号公告では、労働集約産業に関わる繊維1539品目、プラスチックの原料等150品目など全関税品目の約15%を占める1853品目が制限類に追加された。これにより、制限類商品は394品目から2247品目へと大いに拡大し、今まで加工貿易保証金の納付と無関係であった多数の企業も保証金の準備に追われるようになった⁸⁾。

前述した増値税還付率の引下げと制限類商品の品目拡大という加工貿易制限策は、来料加工企業と進料加工企業に対して同様に、影響を与えた。ところが、44号公告では、来料加工企業のみ深刻な打撃を与える条文がある。44号公告の第5条では、公布日の7月23日までに貿易権(自営輸出入権)を獲得していない東部地区⁹⁾企業については、制限類商品加工貿易業務展開申請は受理されないと明記した。この条文は二つの意味がある。まず、当然ながら、中西部地域を除いて、制限分類を取り扱う加工貿易企業を新設することができなくなる(東部地域であっても保税区・輸出加工区においては加工貿易業務を行うことが可能)。また、中西部地域を除いて、制限類商品加工貿易に従事する来料加工企業は新たな請負ができなくなる。前述したように、来料加工企業とは地元

8) 加工貿易の場合、輸入原材料や生産設備が保税される代わりに税金(関税・増値税)相当額を保証金として税関に預け入れなければならないとする「加工貿易保証金制度」がある。

9) 東部地区は北京市、天津市、上海市、遼寧省、河北省、山東省、江蘇省、浙江省、福建省、広東省を指す。東部地区以外の中西部地区では、2006年の加工貿易輸出額は全国の2.6%しか占めなかった。44号公告では、中西部地区における企業への様々な優遇政策が打ち出されて、中西部地区への加工貿易移転促進という狙いがあると考えられる。(三井住友銀行中国業務推進部 [2007])

政府が工場を建てて労働者を雇い、そこに外資企業が設備と技術を持ち込んで海外から委託生産を請負う方式である。このような工場が、外資企業を実効的に支配するが、名目的に地元政府の集団企業に属するのである。よって、来料加工方式の外資企業は、貿易権を持たず、地場政府系貿易企業に部材輸入・製品輸出を委託するのである。今回の公告では、「貿易権を獲得していない企業」という条文の目標は正に来料加工企業を対象としている。(加藤 [2007]) その狙いは、制限類商品を手掛ける来料加工企業を運営させないようにし、外資企業の身分が曖昧な来料加工企業を明確な法人格を持つ外資企業(三資企業)への転換を促すためと考えられる。このため、44号公告の第5条は但し書きが付記された。それは、加工貿易の委託業務を引き受けた経験がありながら貿易権を取得していない生産企業については、07年10月23日までに地方政府部門へ届出を行い、かつ規定期間内に貿易権を備える企業に転向すれば、第5条の対象にならないのである。

何故、中国政府は来料加工企業に、より厳しい制限を与えて、来料加工企業を進料加工企業への転換を促すのか。その理由としては、来料加工が進料加工より、中国中央政府に貢献する財政収入等の経済利益が少ないからであると考えられる。進料加工の場合、企業は外資企業として企業所得税¹⁰⁾を上納する。ところが、来料加工の場合、企業は郷鎮企業や集団企業の名目で、地元政府に関わる会計事務所の協力を得て、国内企業として上納すべき企業所得税を少額で済ませることができる。従って、来料加工企業は、実質的に中央政府に企業所得税を上納しない、あるいは僅かな金額をしか支払わないのである。

来料加工企業は中央政府に企業所得税を上納しないが、様々な名目で、工場の賃貸料金以外に、地元政府に多額の金額を納付する。来料加工においては、

10) 企業所得税法について、2008年1月1日まで内外資企業では適用される法律そのものが異なっていた。企業所得税の実質税率は地場企業の場合は22%である。一方、外資は税法上の基本税率は名目33%となっているものの、各種の優遇税制を利用した後の実質税率は地場の半分以下の場合もあった。このため、2008年1月1日から『企業所得税法』が施行され、内外資企業ともに基本所得税率は25%で統一されることになった。

地元政府は管理費を名目として加工費の一部を徴収する。(関 [2002]) 加工貿易企業が上納した加工費は、市、鎮と村政府に配分される。2008年春に東莞市で筆者のヒアリング調査により、鎮と村の配分比率は企業が所在する鎮によって異なることが分かった。清溪鎮のある日系企業の場合、企業が市、鎮と村にそれぞれ加工費の5%、17%、6%を上納する。常平鎮のある台湾企業の場合、企業が市、鎮と村にそれぞれ加工費の5%、6%、14%を上納する。また、管理費以外に、貿易代行費用は地方政府が得られるもう一つの重要な加工貿易収入である。前述したように、来料加工では、加工貿易企業は貿易権がなく、貿易権を持つ郷鎮政府系貿易会社に、貿易業務を委託するのである。2008年春に深圳市である日系企業に対するヒアリング調査で得た資料によると、当該企業は加工費の15.23%を区と鎮の管理費として区政府に上納するほか、貿易サービス料(外経服務費)として、加工費の5%を鎮政府(2004年7月以降、街道弁事処に変更された)に上納する。以上のように、来料加工企業は本来、中央政府に上納すべき税金は、様々な名目で地方政府に支払っている。このことは中央政府にとって、望ましいことではない。よって、中国政府は来料加工企業を進料加工企業への転換を促していると結論できる。

II 深圳テクノセンターの変革

1 深圳テクノセンターの誕生と発展

日本大手電機メーカーは、85年のプラザ合意以降、円高による競争力喪失を防ぐために、まず ASEAN へ、ついで90年代以降、投資環境が改善され始めた中国へ、日本の対世界輸出拠点を移転した。後者の中国の中で、特にこうした輸出型工場移転の大きな受け皿になったのが珠江デルタである。中国における日本大手電機企業は競争力を維持するためには、部品の現地調達率を上げなければならない。ただしその際、現地に既に進出している台湾系、香港系企業には製造不可能で、日本の中小企業にしか提供できない部品が数多くあることが問題となった。現地調達の問題を解決するために、大手企業は日本におけ

る下請の中小企業に中国進出を要請せざるを得ない。但し、経験と資金が不足している中小企業にとって、海外進出は非常に大きな冒険であり、なかなか実行できなかった。この窮地を打破するためには、協力機関の協力が不可欠である。深圳テクノセンターはそうした協力機関の代表として位置づけられている¹¹⁾。

91年には、香港で日系企業の私的な懇親会「八日会」のメンバーの40人（個人、法人を含め）は、約5000万円を集め、中国に進出する日本の中小企業を支援する工業団地の設立を計画し、香港で「日技城有限公司」(Techno Centre Ltd.)を設立した。特定の企業や個人の影響力を抑えるために、当初は出資額を個人は当時の為替レートで約50万円まで、法人は約5000万円までに制限していた。設立した当時の代表幹事たちは、香港から華南地域にかけて華人地域の投資経験が豊富なベテランであり、前述した来料加工の仕組みをテクノセンターの経営方式として採用した。92年には、香港法人日技城有限公司の名目で、深圳市龍岡区布吉鎮（経済特区外）と委託加工の契約を結び、布吉鎮華興工業区で「布吉日技城製造廠」を設立し、入居企業5社でスタートした。

それ以来、入居希望者が増加したため、最初の工場を第1センターにして、第2、第3センターを増設した。第1、第2センターは一時的な入居企業を受け入れる施設として設立され、その後閉鎖された。第3センターは宝安区觀瀾鎮桂花村に設立されている。第1、第2センターは既存の建物を借りて設立されたが、第3センターの場合、テクノセンターは広い6haの土地を取得して工場、寮、食堂棟などを建設し、本格的な日本企業の工業団地を形成している。筆者が現地調査を行った2008年の春の時点で、入居企業は約50社となっている。

テクノセンターの入居企業にならうとする日本の中小企業は、まず香港に現地法人を設立する。この香港法人とテクノセンターが委託加工契約を結ぶ。そ

11) テクノセンターについては、藤原 [1995]、佐藤 [1997]、長谷川 [2001]、関 [2002] 等の研究が参考になる。以下のテクノセンターの説明と分析は、先行研究と2002年夏及び2008年春、山本裕美教授が行った現地調査に基づく。

して、テクノセンターに対して無償貸与の形により、香港経由で機械設備をテクノセンターに持ち込む。工場の管理は日本の中小企業側が香港からの出向の形で管理者を送り込む。中国人労働者はテクノセンターが採用し、センターから各工場に派遣する。生産用の材料、部品は香港の現地法人から輸入され、製品は香港の現地法人へ輸出される。テクノセンターの基本的な収入源は、通常の貸工場と同様に、入居企業からのテナント料と各種手数料である。しかし、収入に関してテクノセンターと通常の貸工場の大きな違いは何かということ、テクノセンターでは、テナントに対してワーカーを派遣する以外に、原材料、製品の輸出入の通関業務を代行する。そして、労働者派遣と代行業務について、テナント企業から一定の費用を受け取るのである。

中小企業にとって、テクノセンターのテナントになるのは以下のメリットがあるからである。第1に、入居企業は自身で工場の管理運営を行うが、形式上、テクノセンターに委託加工する形になるため、会社設立登記の必要がない。そのため、中国での法人税が発生しない。第2に、工場、従業員の寮、食堂、インフラ等をテクノセンターが用意するために、初期投資にかかる巨額の経費を節約できる。しかも、失敗した場合のコストが抑制でき、速やかな撤退が可能である。第3に、ワーカーはテクノセンターから提供され、また労務管理をテクノセンターに任せるために、労使紛糾を避けることができる。第4に、テクノセンターは財務、法務、通関、地元との交渉等の業務を代行するために、海外経験がない、あるいは中国での経営環境に馴染まない企業でも、中国での直接投資が可能になる。

2 経営環境の悪化に直面する深圳テクノセンター

華南地域におけるテクノセンターの意義としては以下の二つが挙げられる。一つは日本の中小企業の対中投資の第1ステップとなることである。資金と海外経験が無い中小企業は、テクノセンターで海外進出の第1ステップとして対中投資や委託加工のノウハウを獲得し、その後、独立する、というルートをと

どることができる。もう一つは、テクノセンターのビジネスモデルのスピルオーバー効果である。現在、華南地域では、テクノセンターのビジネスモデルを手本として、日本企業向け工業団地を続々と設立している¹²⁾。

テクノセンターは92年から、順調に発展してきたが、近年、来料加工に対する中国政府の厳しい引締め策が、テクノセンターのこれからの発展に影を落としている。2008年春の現地調査で、テクノセンター経営陣は、引締め策を含む来料加工の経営環境の悪化で、テクノセンターが保守的な経営になることを示した。厳しくなっている経営環境は如何にテクノセンターの経営に影響するのか、以下で詳しく説明する。

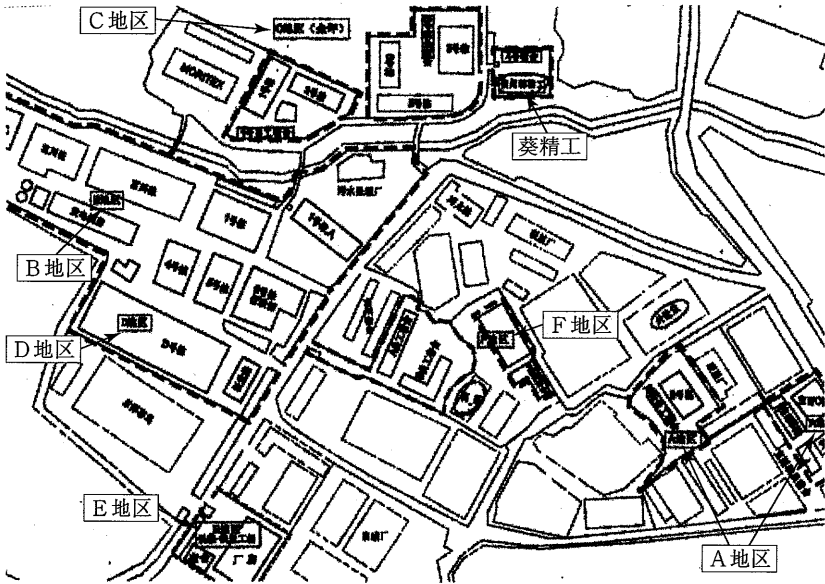
(1) 「騰籠換鳥」

中国商務部は06年1月に「万商西進」計画(3年の時間をかけて1万社の外資企業・東部企業が中西部に投資する計画)や07年11月に「加工貿易傾斜移転活動」計画(加工貿易を沿岸部から内陸部への移転計画)を打ち出して製造拠点を内陸部へ拡散させるよう促している。広東省は、中央政府の政策に合わせて、珠江デルタを中心とする先発地域から低付加価値産業をその周辺の後発地域に移転する一方で、高付加価値産業を迎えるという「騰籠換鳥」(籠の中の鳥を取り替える)戦略を進めている。

「騰籠換鳥」政策の影響で、先発地域における村や鎮政府は高付加価値産業ではない中小外資企業に対して、厳しい姿勢を示すようになってきている。このような雰囲気の中で、テクノセンターは村政府に貸借している工場から押し出されるようなことに遭った。07年の7月に、村政府は、新しいビルディングを建てるために、図1のA地区周辺の村の所有工場を07年10月賃貸契約期限到来とともに返却するよう突然要請した。その地で作業していたテクノセンターの関連するテナントは9社にわたり、全テナントに対し10月末までに工場から退

12) 2008年春の現地調査で、筆者はテクノセンターのビジネスモデルを模倣し、日系企業向け工業団地をつくった「名立有限公司」を訪問した。この会社の経営者は、筆者のインタビューに対し、当社の設立と運営方式は大いにテクノセンターに影響されたと証言した。

図1 テクノセンターの平面図 (2008年バージョン)



出所：テクノセンターニュース，第119号（2008年02月20日発行）¹³⁾。

去するようにとの一方的な内容をテクノセンターに通告した。テクノセンターは、何度も村の政府とこの通告内容の取り消しを求め交渉したが、結果として07年末までの退去というところまで譲歩を得たに過ぎなかった。このため、テクノセンターは慌てて、撤去されたテナントをB・C・D・E地区の利用可能場所へ移転させた。また、テクノセンターはE地区とC地区で、必要最小限度の工場建設や隣接する工場建屋の賃貸等により、移転に必要なスペースを確保した。テクノセンターのスタッフの努力によって、9つのテナントの移転問題が無事に終わったが、スタッフの多忙で、07年秋には恒例行事のテクノセンター運動会は中止された¹⁴⁾。

13) <http://www.technocentre.com.hk/news/news119.html>

14) テクノセンターニュース，第115号（2007年09月20日発行）(<http://www.technocentre.com.hk/news/news115.html>)

表2 深圳の最低賃金 (2001-2008年) (単位:元/月)

年 度	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
深圳特区内	574	600	600	610	690	810	850	1,000
深圳特区外	440	462	465	480	580	700	750	900

出所：ヒアリング調査に基づき筆者作成。

(2) 投資環境悪化と貿易政策の影響

近年では、人民元の切り上げ、原材料価格や労働コストの上昇などは、製造業を営む外資企業の経営を圧迫している。香港発の日本語新聞紙『香港ポスト』は香港貿易発展局のレポートを引用し、06年と07年の2年で労働コストの上昇と人民元の切り上げだけで、珠江デルタでの生産コストは6-12%上昇しているという。さらに原材料価格の上昇と公共料金の引き上げ等を加えれば、生産コストの上昇率は30%を超える業種もあるという¹⁵⁾。2008年春の現地調査で、テクノセンターの会長と社長も生産コストの上昇、特に労働コストの急速な上昇¹⁶⁾は、当社の今後の経営に大きな影響を与えていると語った。

深圳市で最低賃金は保障制度が導入された1992年に1ヶ月245元であった(三菱東京UFJ銀行[2007])。その後、最低賃金が緩やかに上昇し、表2で示されるように、04年まで深圳経済特区内最低賃金は1ヶ月600元前後に維持されていた。ところが、04年以降、最低賃金が急速に上がってきて、08年に1000元台に至っている。04年から08年までの5年間に、テクノセンターが所在する深圳経済特区外の最低賃金の年平均上昇率は18%であり、このような急速な最低賃金の上昇はテクノセンターに大きな生産コストの負担を与えている。表3と表4で示されるように、深圳市当局が最低賃金を上げる際、テクノセン

15) 中国情報局ウェブサイト経済ニュース、『香港ポスト』「珠江デルタで投資環境悪化」、2007年12月24日。(http://news.searchina.ne.jp/disp.cgi?y=2007&d=1224&f=business_1224_001.shtml)

16) 中国では、2008年1月1日に労働契約法(中国語では「労働合同法」)が施行され、労働者側の権利が大幅に拡大された。これによって、企業側の生産コストが大きく増加することも予想される。ところが、2008年春の現地調査の段階では、この新法の施行細則がまだ公表されていなかったため、この新法がテクノセンターの運営にどのような影響を与えるかということは、本論文では検討できない。

表3 テクノセンター基本給 (2007年10月1日改定) (給与単位: 元)

職 位	一般	一般	副班長	副班長	班長	班長	職員	職員
等級	1級(B)	1級(A)	2級(B)	2級(A)	3級(B)	3級(A)	4級(B)	4級(A)
時間給(2006)	4.02	4.02	4.05	4.15	4.15	4.29	4.29	4.39
時間給(2007)	4.31	4.31	4.33	4.44	4.44	4.58	4.58	4.67
年上昇率%	7.2	7.2	6.9	7.0	7.0	6.8	6.8	6.4
2007年月給*	750	750	754	773	773	797	797	813
職 位	副主任	主任	副課長	課長	高級課長	副部長	部長	高級部長
等級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級	12級
時間給(2006)	4.52	4.92	5.32	5.82	6.42	6.92	7.92	8.92
時間給(2007)	4.81	4.92	5.32	5.82	6.42	6.92	7.92	8.92
年上昇率%	6.4	0	0	0	0	0	0	0
2007年月給*	837	857	926	1,013	1,118	1,205	1,379	1,553

* 月間稼働時間は174時間の場合。
出所: テクノセンターの内部資料。

表4 テクノセンター新卒初任給 (2007年10月1日改定) (給与単位: 元)

職位	高卒		中専*		中技*		大専*		大卒	
	一般	一般	一般	一般	一般	一般	職員	職員	職員	職員
等級	1級(B)	1級(A)	1級(B)	1級(A)	1級(B)	1級(A)	4級(B)	4級(A)	4級(B)	4級(A)
時間給(2006)	4.02	4.02	4.02	4.02	4.02	4.02	4.29	4.39	4.29	4.39
時間給(2007)	4.31	4.31	4.31	4.31	4.31	4.31	4.58	4.67	4.58	4.67
年上昇率%	7.2	7.2	7.2	7.2	7.2	7.2	6.8	6.4	6.8	6.4
2007年月給*	750	750	750	750	750	750	797	813	797	813

※ 「中専」は「中等専業学校」, 「中技」は「中等技術学校」の略で, 日本の専門高校に近い学制。
「大専」は「大学程度の専科学校」の略で, 日本の短期大学に近い学制で, 3年制が普通だが, 4年制大学が「大専」コースを設けていることも多い。

* 月間稼働時間は174時間の場合。
出所: テクノセンターの内部資料。

ターは最低賃金レベルの高卒新入社員の給料だけではなく, ほか多数の従業員の給料も上昇させなければならないのである。

前述した来料加工企業を進料加工企業へ転換させるための規制策は、テクノセンターにどのような影響を与えているのか。44号公告では、貿易権がない来料加工企業は、制限類商品加工貿易業務展開申請は受理されないとされた。だが、44号公告で制限類に追加された主な商品は繊維類とプラスチック類であり、テクノセンターのテナント企業のほとんどは電子、電器、機械関連の企業なので、実際の場合、テクノセンターは来料加工企業だけの規制策にあまり影響されていないのである。とはいえ、中国政府による将来的に、できるだけ来料加工企業を進料加工企業へ転換させるという政策ムードは、来料加工企業に脅威を与えている。2008年春の現地調査で、テクノセンターの生みの親と呼ばれる石井次郎氏は、「現在、色々な状況が大変だが、今後のテクノセンターに、最も影響があるのは、加工貿易政策だ。政策の先が不透明である現在では、テクノセンターは来料加工ではない経営方式を探っている」と語った。つまり、加工企業の未来が読めない現在では、テクノセンターは来料加工が中国政府に封鎖されても、企業運営が継続できる方向を模索している。

結 論

本稿では、テクノセンターを例に、中国来料加工制度の変化と来料加工を利用する企業の経営状況を考察した。80年代末以降、中国の国際貿易における来料加工の割合が低下しつつあるが、外資企業の対中投資の選択肢の一つという点から見れば、来料加工は依然として重要な役割を發揮している。来料加工の場合、外資企業が賃貸工場という方式によって、企業運営の初期費用を節約できる。このことは資金力が不足している中小企業にとって、大きなメリットだ。日系中小企業の中国進出については、初期費用が低い来料加工以外に、テクノセンターなどの協力機関の存在も大きい。テクノセンターは財務、法務、通関、地元との交渉等の業務を代行するために、海外経験がない、あるいは中国での環境に馴染まない企業でも、中国での直接投資が可能になる。

ところが、中国政府は貿易黒字を抑えるため、加工貿易の規制策を打ち出し

た。また、来料加工は進料加工より、財政収入等の面で中国中央政府への経済利益が少ないので、中国政府は来料加工企業を進料加工企業へ転換させている。さらに政府の規制策の以外に、近年テクノセンターの運営は、「騰籠換鳥」政策や労働コストの急上昇等の投資環境悪化に影響されている。このように、来料加工を経営方式にするテクノセンターは、今後の存亡に関わる重大な問題に直面している。

この論文の資料の多数は、2008年春の華南地域における現地調査によって収集されたものである。当時は2008年の世界的な不況が発生する前であったにも関わらず、訪問先の華南における外資企業のほとんどは、既に将来の経営に対して、保守的な姿勢になり、工場建設等の追加的な投資は行わないと表明していた。その理由としては、中国の生産環境と政策の変化は急速で、企業の投資回収が難しくなることを挙げた。これらの企業は生産性を高める投資を放棄し、「その日暮らし」という気持ちで、生産活動をしている。今後、来料加工の経営環境を改善する政策が打ち出されない限り、テクノセンターのような協力機関を含む来料加工企業の明るい未来はないであろう。

参考文献

日本語

井上和子「中国の加工貿易の環境変化と珠江デルタの産業構造高度化」、『日本貿易会月報』2007年10月号（第652号）、2007年a。

——「拡大する中国の貿易黒字と貿易構造転換——進められる加工貿易の抑制」、『経営センサー』2007年11月号、2007年b。

大橋英夫『経済の国際化（シリーズ現代中国経済5）』名古屋大学出版会、2003年。

加藤 修「華南・加工貿易規制拡大で迫られるビジョン構築」中国情報局ウェブサイト経済コラム2007年9月25日。（http://news.searchina.ne.jp/disp.cgi?y=2007&d=0925&f=column_0925_004.shtml）

加藤弘之『地域の発展（シリーズ現代中国経済6）』名古屋大学出版会、2003年a。

——「躍進する中国沿海部——温州と東莞」日中経済協会編『対中ビジネスの経営戦略—中堅、中小企業への提言』蒼蒼社、2003年b。

黒田篤郎『メイド イン チャイナ』東洋経済新報社、2001年。

経済産業省『通商白書2007』経済産業省, 2007年。(http://www.meti.go.jp/report/tsuhaku2007/index.html)

佐藤正明『望郷と訣別を——国際化を体現した男の物語』文藝春秋, 1997年。

滋賀銀行香港支店「華南地域における来料加工と独資現法の経営モデル比較」, 『中国経済産業レポート』, 2005年。(http://www.k3.shigaplaza.or.jp/chugoku/rep/2005rep-1.html)

関 満博『世界の工場——中国華南と日本企業』新評論, 2002年。

——『台湾 IT 産業の中国長江デルタ集積』経営労働協会, 2005年。

人民網日本語版「膨張を続ける中国の外貨準備高」2006年10月23日。(http://www.people.ne.jp/2006/10/23/jp20061023_64198.html)

長谷川伸「日系中小企業の中国進出とテクノセンター」『商学論集』第46巻第4号, 2001年, 451-480ページ。

長谷川朋行「華南地区における来料加工(廠) から進料加工(有限公司) への変更について(1), (2)」, 『中国月報(三菱東京 UFJ 銀行)』第6号・第7号, 2006年。

藤原 弘『華南への企業進出——昨日・今日・明日』ジュトロ, 1995年。

水野 亮「中国の輸出制限的な動きの問題」, 『WTO/ 国際経済紛争対策に関するメールマガジン』第28号, 2007年6月29日。(http://www.rieti.go.jp/wto-c/070629/070629-5.pdf)

三井住友銀行中国業務推進部「加工貿易制限類商品目録公布について」『中国情報』(SMBC China Business), No. 200713, 2007年8月24日。(http://www.smbc.co.jp/hojin/international/pdf/200713.pdf)

三菱東京 UFJ 銀行「多面的な変化をみせる中国の雇用情勢」, 『経済レビュー』第7号, 2007年。(www.bk.mufg.jp/report/ecorevi2007/review20070531.pdf)

山本裕美「香港経済と広東省経済の関係」, 国際東アジア研究センター, Working Paper Series Vol. 2003-34, 2003年。(http://www.icsead.or.jp/7publication/workingpp/wp2003/2003-34.pdf)

中国語

黄健松, 陳穗「外高橋發展加工貿易探討」, 陳志龍, 仲偉林, 何奕編, 『保税区改革与 上海的戰略選擇』北京, 經濟科学出版社, 2004年。

劉徳学『全球生産網絡与加工貿易昇級』北京, 中国經濟出版社, 2006年。

張聡徳「大陸調降出口対稅措施対台商之影響」, 『兩岸經貿』第11期, 2003年。

張曙宵『中国対外貿易結構論』北京, 經濟科学出版社, 2003年。

英語

- Gaulier, G., Lemoine, F. and Unal-Kesenci, D., "China's emergence and the reorganisation of trade flows in Asia," *China Economic Review*, 18 (3), 2007, pp. 209-243.
- Naughton, B., *The Chinese Economy: Transitions and Growth*, Cambridge: MIT Press, 2006.